

# マイナンバーの誤解と曲解 自らの権利を守る意識改革へ

今年7月予定のマイナンバーの情報連携とマイナポータルの本格稼働が延期となった。マイナンバー制度に対する期待が薄いせいも、この話題に世間はほとんど反応しなかった。背景には、番号とカードに関する多くの誤解や曲解があるからだ。マイナンバーとマイナンバーカードは、デジタル社会において自分の権利を守るための武器だという認識を広めていく必要がある。

【略歴】  
富士通総研経済研究所 主席研究員  
**榎並 利博** (えなみ としひろ)  
東京大文学部考古学卒業、1981年  
富士通株式会社入社。中央大学非常勤  
講師、早稲田大公共政策研究所客員研  
究員などを経て、2010年より富士通  
総研経済研究所



## 反応しない世間

総務省は3月、7月から予定していたマイナンバーの情報連携とマイナポータルの本格稼働の延期を発表した。既に始まっている制度だが、情報連携で添付書類が省略できるといったメリットを国民が享受できるのは7月からであった。それを延期するというのが世間はほとんど反応しなかった。専門家の間では、システムの重要性から稼働の延期は英断だとの評価がほとんどであり、筆者も同感だ。

しかし、世間が反応しなかったという事は、国民がマイナンバー制度に期待をしていないことの裏返しでもある。総務省が発表した3月8日時点のマイナンバーカード交付枚数は約1千万枚。政府が当初見込んでいた1年で約3千万枚という数字には遠く及ばなかった。総務省ではマイナンバーカードの利便性を高めようと検討会を開催し、普及のアイデアを模索している。住民票や戸籍など証明書のコンビニ交付を推進するほか、ポイントカードや図書館カ

ードのワンカード化、子育てワンストップサービスなどを実現しようと努力している。だが今優先すべきは、マイナポータルへのアクセスのしやすさや使い勝手の良さである。ここでつまづいてしまうと、今後の展開に暗雲が垂れ込めてしまいうからだ。政府では準備作業が3分以内に完了するパソコン向け専用アプリや、スマホ向けアプリを開発する予定だという。このような事情から稼働が延期となったことはうなづける。本来は、マイナンバー制度の

## 番号とカードは別もの

それにしても、なぜこれほどマイナンバーやマイナンバーカ

ードは不人気なのだろうか。その原因を推察するに、多くの誤解や曲解が広まることによつて、マイナンバーおよびマイナンバーカードは「自分の権利を守るもの」という意義が忘れ去られているからだろう。

例えば、マイナンバーは見られてはいけない、見られると危険だと勘違いしている人が多く、他人のマイナンバーを見ること、見えてしまうこと自体は違法ではない。マイナンバーをコピーしたり、写真を撮ったり、書き留めたりすることが違法なのである。

マイナンバーカードも誤解が多い。マイナンバーカードは危険だから紙の通知カードで十分だと言う人がいる。しかし、マイナンバーカードはICチップを搭載し、住基カードで培ったセキュリティ対策を施している。万が一紛失した場合でも、コールセンターに連絡すれば一時停止などの処置がされ、他人

のカードを使おうとすれば足が付く。

それでも誤解が解消しないのは、読者をミスリードする報道がいまだにあるからだ。「マイナンバーで図書館カードを一元化、マイナンバーで住宅ローン契約」などの見出しを見かけると、これらはマイナンバーカードに格納されている電子証明書を使って実現するものであり、マイナンバーという番号を使うわけではない。マイナンバーとマイナンバーカードはあくまで別ものなのだ。

## 「なりすまし」

そもそも、マイナンバーやマイナンバーカードが必要なのか。再度、年金記録問題を思い起こしたい。年金や健康情報など長い年月に渡って情報を記録・管理するには、氏名や住所など変化する識別子ではなく、生涯変わらない独自の識別子(番号)が必要だ。

マイナンバーと顔写真が記載



個人番号カードを受け取る高市早苗総務相(左) = 2016年1月31日午前

されたマイナンバーカードは、そのマイナンバーが付された情報が自分のものであることを証明する。つまり、マイナンバーカードはデジタル社会において、自分の権利を守るための重要な武器なのだ。

「紙」を主とした過去の社会においては、情報が漏れ、拡散することはほとんどなかった。農村社会では住民が移動することもほとんどなく、役所も住民も顔見知りである。

しかし、現代社会はデジタル社会であり、情報が漏れ、拡散するのが当たり前となつてい

る。都市への人口流入で住民移動が激しく、役所も住民もお互いに顔を知らない。つまり、番号を提示した人がその本人だと推定すると「なりすまし」が起きる。だから番号を使う際には、顔写真による身元確認と番号確認が求められる。

制度開始から間もないため、マイナンバーカードを用意して役所の窓口に行く人はまだ少ない。窓口ではやむを得ず、「マイナンバーを確認して記入しておきます」という対応を取っている。だからといって役所任せにすることは、自分の権利を放棄することと同じだ。

一部ではマイナンバーは権利侵害だという主張もあるが、番号がないために多数の年金の権利が失われたことを忘れるべきではない。これからの社会では、マイナンバーカードで身元確認と番号確認をしながら、自分の権利を守っていく態度が求められる。デジタル社会の中で自分の権利を守っていくという意識改革が必要だ。